

新旧対照表

(下線部は変更部分)

上士幌町アイヌ施策推進地域計画

令和7年3月19日認定

変更後	変更前
<p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>(1) アイヌ文化継承事業</p> <p>アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、アイヌの伝統等の継承に向けた<u>アイヌ文化伝承のための講座</u>を実施する。</p> <p>(2) アイヌ文化展示（郷土資料のデジタル化事業）</p> <p>アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、上士幌町におけるアイヌの暮らし・伝統行事について、資料の整理とデジタル化を行う。また、デジタル化した資料については、町内外へ向けた展示活動や、学習活動の一助として活用を行う。</p> <p><u>また、アイヌ協会等からアイヌの衣食住の実際などを細かに情報収集し、資料としてまとめ、後世に伝える。</u></p> <p>5～10 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>(1) アイヌ文化継承事業</p> <p>アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、アイヌの伝統等の継承に向けた刺繍教室を実施する。</p> <p>(2) アイヌ文化展示（郷土資料のデジタル化事業）</p> <p>アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、上士幌町におけるアイヌの暮らし・伝統行事について、資料の整理とデジタル化を行う。また、デジタル化した資料については、町内外へ向けた展示活動や、学習活動の一助として活用を行う。</p> <p>5～10 (略)</p>

(第2期)アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
上士幌町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道上士幌町
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

上士幌町には「上士幌アイヌ協会」及び上士幌アイヌ協会をサポートするために和人のみで組織された「アイヌ文化伝承保存会」が存在しており、これまで「マレック漁体験」や「オッパイ山大祭」を開催するなど、上士幌におけるアイヌの伝統等の伝承保存及び普及啓発に取り組んでいる。

上士幌町では、帯広市及び十勝管内のアイヌ関係団体等と連携しながら平成27年度より十勝圏イオル推進協議会を構成し、アイヌの生活空間の再生を目的に拠点施設の一つとなるイオルの森の整備を行ってきた。

アイヌ関連団体(※)による事業の実施や町の施策の展開により、町民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの伝統等に関する理解は十分に浸透しているとは言えず、伝統や文化を受け継いできた人の高齢化が進む中、それらを正しく後世に伝えていくことが求められている。

このため、上士幌町内のアイヌ関連団体(※)をはじめとして、十勝管内のアイヌの人々やアイヌの伝統等と触れ合う機会を増やすことにより、歴史や置かれている立場、アイヌの伝統等に対する理解を徐々に深めながら、共生社会の実現に資する取り組みを進める必要がある。

※アイヌ関連団体

- ・上士幌アイヌ協会(設立:昭和55年8月、代表者:清水勇、会員数:4名)
- ・上士幌町アイヌ文化伝承保存会(設立:昭和59年11月、代表者:小川史生、会員数:12名)

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの伝統等の次世代への承継を確実なものとするため、地域に存するアイヌの伝統等の発信のほか、地域内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、共生社会の形成を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	
	アイヌ文化継承事業への参加者(延べ人数)	アイヌ文化展示の観覧者人数(延べ人数)
令和6年度 (基準年度)	0人/年間	50名/年間
令和7年度	30人/年間	100人/年間

令和8年度	30 人／年間	100 人／年間
令和9年度 (中間目標)	30 人／年間	100 人／年間
令和10年度	30 人／年間	100 人／年間
令和11年度 (最終目標)	30 人／年間	100 人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

(1) アイヌ文化継承事業

アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、アイヌの伝統等の継承に向けた**アイヌ文化伝承のための講座**を実施する。

(2) アイヌ文化展示(郷土資料のデジタル化事業)

アイヌ協会及びアイヌ文化伝承保存会と協働し、上士幌町におけるアイヌの暮らし・伝統行事について、資料の整理とデジタル化を行う。また、デジタル化した資料については、町内外へ向けた展示活動や、学習活動の一助として活用を行う。

また、アイヌ協会等からアイヌの衣食住の実際などを細かに情報収集し、資料としてまとめ、後世に伝える。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業

事業内容:4-1と同じ

事業期間:令和7年度～令和11年度

事業費:1,800 千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2)反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業については、上士幌町が直接又は委託により実施するものがあるが、上士幌町暴力団排除条例に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから反社会的勢力等の関与は認められない。

(3)円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である上士幌町生涯学習課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である上士幌町生涯学習課で特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1)目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである事業等における「参加者数」、「観覧者数」の実績値を分析し、公表する。また上士幌町の文化財保護審議会等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2)目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期:計画期間における毎年度3月末時点

内容:数値目標の達成状況について、毎年度9月に上士幌町の文化財保護審議会等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3)目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし